

営利・非営利区分について

大森西地域力推進センター「大森西区民活動施設」は、広く区民の主体的な文化活動、地域活動、生涯学習、相互交流及び連携の推進を図り、相乗効果を高めることにより、地域力の向上に寄与するための施設です。

「大森西区民活動施設」は上記の目的で大田区が設置した公共施設のため営利利用はできません。

非営利利用について

非営利利用とは、主に社会的、教育的、文化的な目的、または地域コミュニティの利益のために施設を使用することを指します。この場合、活動を通じて直接的な金銭的利益を得ることが目的ではありません。

(例1) 活動が無料で提供される、または当該事業の実施に必要な経費のみを徴収する場合

(例2) 講師を招いてのグループ勉強会など、参加者から料金を徴収するもので、その収益が当該事業の活動費用に補填・充当されると認められる場合

営利利用について

営利利用とは、サービスの提供に金銭的対価を伴う活動を指します。施設の使用が、直接的に経済的利益を生み出す営利性が高いものとみなした場合は、利用を中止していただきます。

(例1) 物品等の販売、会社の商談、展示会など、ビジネス目的での施設利用

(個人利用者としての予約も含む)

(例2) 塾、スポーツ教室など、参加者から必要経費以上の受講料を徴収してレッスンを提供する場合

ご自身の利用が営利または非営利のどちらに該当するか迷われた際は、大森西区民活動施設 うぐいすネット受付窓口までご相談ください。受付スタッフより利用者様へ、利用内容や営利性の判断に必要な当該事業の収支見込等を確認させていただくことがございます。

なお、虚偽等により不正に承認を受けた場合、施設使用の承認を取り消すことがございます。